

河合委員からの質問及び回答②

〔施策名〕

外国人児童生徒等への日本語指導への対応

〔上記資料のページ番号〕

P24

〔質問内容〕

日本語を第二言語として学ぶ児童・生徒への支援について質問する。

文部科学省はこの 10 年間に全国で日本語支援を必要とする児童・生徒数が 1.5 倍となっている現状を踏まえて、その支援体制を整備するために自治体に対する各種の欲事業を拡充している。大阪府においても「帰国・外国人生徒等に対するきめ細やかな支援事業」を活用して、大阪府内での体制整備を進めていると理解している。

小中学校における日本語を第二言語として学ぶ児童・生徒への支援については、市町村によって予算や取り組みのあり方が様々であるが、概して日本語教育を支援する人材と予算の確保が十分とはいえない。一部には現場教員の個人的な熱意や地域のボランティアとの出会いなどの偶然によって支えられる場合もあるが、そうした条件に恵まれず乏しい支援しか受けられないケースが多くあると認識している。

1. 大阪府はこの補助事業を活用して府内に 4 名の日本語指導スーパーバイザーを配置し、また 16 名の外国人児童生徒支援員を配置していると聞いている。その成果と課題について聞きたい。また、大阪府内全体で支援を必要とする児童・生徒の数やニーズに対して、この人員の配置は十分であるかどうか。また今後の事業展開について、府教育庁の見解を聞きたい。

2. この補助事業について、大阪府は平成 30 年度までは府内市町村に対する間接補助とし、実際の事業実施を各基礎自治体に委ねていたが、平成 31 年度以降は間接補助を取りやめ、大阪府教育庁による直接の事業実施となっている。この実施形態の変更意図はなんであったか。また直接の事業実施によって、当初の変更意図は達せられているか。

3. 文部科学省は本事業の支援メニューとして「母語支援員の派遣」をあげている。日本語を第二言語として学ぶ児童・生徒への支援においては、すでに修得している母語の能力を支え、その保持と発展をサポートすることが、第二言語の習得を含めた児童・生徒の言語能力の全体的な発達にとって重要であることが指摘されている。大阪府教育庁としての母語支援に関する取り組みの現状と課題について聞きたい。

〔回答〕

1. 小中学校の外国人児童生徒への支援として、多数在籍校には国の加配を活用した日本語指導対応教員の配置を行っています。令和元年度より国の補助事業を活用し、令和3年度は少数在籍校へ日本語指導のノウハウを伝える日本語指導スーパーバイザーを1名、主に生活面の相談対応をする外国人児童生徒支援員を7名、また、夜間中学へ日本語指導支援員を6名配置し、当該児童生徒の支援を進めてきました。

その結果、「個別の指導計画」の作成率は97.4%まで向上し、当該児童生徒が初歩的な日本語を身につけることができたり、保護者の不安が解消されたりするなどの成果が見られました。

一方、外国人児童生徒の少数散在化が進んだことで、日本語指導対応教員やスーパーバイザーが対応できる校数を超えて、支援が必要な学校が増加しています。そのため、十分な日本語指導が受けられず、教科の学習の理解に必要な日本語の修得には至っていない児童生徒も存在しています。

次年度に向けて、1人1台の端末が整備された環境を活かし、少数散在する当該児童生徒をオンラインでつなぎ、府で配置する日本語指導員4人が指導する「小中学校オンライン日本語指導事業」の実施を検討中です。

2. 平成30年度までは通訳派遣の補助事業を行ってきましたが、当該児童生徒の受入れ体制を定着させることで府域全体に日本語指導のノウハウを普及させることを目的に、令和元年度より府スーパーバイザーによる直接実施へと変更しました。

「個別の指導計画」の作成率は97.4%まで向上するなど、当該児童生徒の受入れ体制が府域全体で定着しており、当初の変更意図は達せられたと考えます。

3. 母語による学習サポートについては、児童生徒のアイデンティティの確立、保護者とのコミュニケーションの維持等の面から重要であり、また、学習言語の獲得についても、帰国・渡日の児童生徒の学力を保障するためにも必要なものであると認識しています。

今後も引き続き、教育サポーター育成研修などにより、支援のノウハウについて教育サポーターへの情報共有に努めるとともに、その研修の受講者に対して新規登録をすることで、関係課と連携してまいります。